

神石高原町立三和小学校 生活のきまり

第1章 総則

(目的)

第1条 この「生活のきまり」は、本校の教育目標を達成するためのものである。子どもたちが自主的・自立的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、学校と保護者が共通認識に立ち、子どもたちを指導していく上での指針とする。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにする。

(1) 服装は学校内、学校行事及び郊外での学習活動及びリモート学習の際は、基本的に標準服を着用する。

制服	紺色の上着および紺色のズボンまたはスカート (校内での安全性を考え、パーカーや裾にひもが付いた長ズボンは着用しない。) (スカートの下にスパッツ等を着用する場合は、スカートから見えない様にする。 また、スカートの下に体操ズボンを着用しない。)
靴下	白・黒・紺を基調とする。
帽子	黄色のキャップ
シューズ	室内での運動に適したもの(ゴム製の靴底が望ましい)
体操服	白色半袖シャツ・クォーターパンツ・赤白帽子・青色ジャージ上・下 (運動に適していないため、体育ではタイツ及びレギンスは着用しない。)
水着	スクール水着
水泳帽	特に規定なし
名札	上着につける。

(2) 6月と10月に衣替えをする。ただし、その期間は気温などにより変わることもある。

夏服として、白色のカッターシャツ、ブラウスまたはポロシャツを着用し、左胸に名札をつける。
紺色のベストや半ズボンを着用してもよい。

(3) 防寒用の服は、華美にならないようにし、学校生活に適した服装を心がける。

(4) 校舎内では帽子、手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート、ジャンパー等の防寒着は着用しない。体調が悪い場合は、担任に伝える。

(5) カイロを持ってくる場合はポケットに入れて、安全に使用する。

※使用済みのカイロは持ち帰る。

(6) 座布団やひざ掛けは、華美でないものとする。

(頭髪)

第3条 生まれたままの自然な髪色や髪型を大切にし、頭髪を染めたり、整髪料等を用いたりして故意に手を加えない。またパーマや剃り込みはしないこととする。そして、勉強や運動の妨げにならないよう、目や肩にかからないようにする。目や肩にかかる場合には、髪留めやゴム(飾りなしの「紺・黒・茶」のもの)を使う。

(持ち物)

第4条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なものの以外は持って来ない。

(1) 生活用具

- ・名札 ・置き傘（1本） ・歯ブラシ ・うがい用コップ及びそれを入れる袋
- ・マスク ・マスク袋 ・シューズ袋 ・体操服を入れる手提げ袋
- ・ハンカチ ・ティッシュ ・図書の本を入れる袋

(2) 学習用具

- ・教科書 ・ノート ・連絡帳 ・筆箱 ・鉛筆（5本）
- ・赤および青鉛筆（5・6年は赤および青ボールペンでもよい。）
- ・名前ペン ・消しゴム ・下敷き ・ものさし（15cmくらいの透明なもの）
- ・のり ・はさみ ・クーピーまたは色鉛筆

※青・赤以外のボールペン、マーカーは持って来ない。

※その他、三角定規・分度器などは、各学年の学習状況に応じて必要なときにのみ持参する。

※はさみ・コンパスは、各担任が預かり教室で保管する。

※彫刻刀は図工準備室に保管し、必要に応じて担任が手渡しをする。

※裁縫セットは、各担任が預かり、家庭科室に保管し、必要に応じて担任が手渡しをする。

(3) **学習に不必要なお金や物品（キーホルダー等）**は学校に持って来ない。

※読書用の「小説」は持ってきてよいこととする。

(4) 持ち物にはすべて名前を書く。

(5) 時と場合によっては、持ち物検査をすることもある。

(6) 上靴を忘れた時は、職員室のスリッパを借りる（返す）。

(7) 学校の傘を借りる（返す）時は、先生に断ってから借りる（返す）。

(登下校)

第5条 交通ルールを守り、安全に十分注意して登下校する。

(1) 班長を先頭に1～2列に並び、道路や歩道の端を歩いて、通学班ごとに集団登校する。

- ・集合時刻を守り、5分前には集合場所に集合する。

(2) 決められた通学路を通る。

- ・**通学路の右側に並んで歩道を歩く。**

(3) 休むときや遅れるときは、学校（8時15分までに）と通学班の班長に連絡する。

8時15分までに校舎内に入っていない場合は、遅刻とする。

(4) 登下校の時は原則ランドセルを使用し、必要のないものはつけない。

手荷物はなるべく少なくし、両手が使えるようにする。

体操服の着用は原則体育の授業だけとし、体操服での登下校はしない。

(5) 自転車通学の場合はヘルメットを着用し、交通安全に十分気を配り登下校する。

(6) 下校時間を守り、登校班ごとに一斉に下校する（近くの友達と一緒に下校する）。

(バスの乗車)

第6条 バスの乗車時や乗車前後には、ルールやマナーを守り、安全に十分注意するとともに、感謝の気持ちをもってバスを利用する。

(1) バスの発車時刻に間に合うように、リーダーを先頭に並んで歩き5分前にはバス停に着く。

(2) バスが止まるまでは、動かずに待つ。

(3) バス停では順番に乗車し、決まった席で必ずシートベルトをかけて座る。

(4) バスの中では、席を立ったり、大きな声を出したり、バスの窓から顔や手を出したりしない。

(5) バスが止まってから、降りる準備をする。

- (6) 下車し道路の反対側に渡る場合、バスが発車した後、左右をよく確かめて道路を渡る。
- (7) 運転手の方の注意をよく聞き、気分が悪くなったらすぐに言う。
- (8) 運転手の方に心のこもったあいさつやお礼を言うようにする。
- (9) 規則が守られない場合は、バスの利用を制限することもある。

(校舎内)

第7条 健康で安全な生活を送ることができるよう次のことに心がける。

- (1) 校舎内では、靴・傘・カバンなどを決められた場所に置く。
- (2) 靴についた土の汚れや運動場の芝、傘の水滴を落として校舎内に入る。
- (3) 廊下や階段は静かに移動する。校舎内では静かに行動する。
- (4) 休憩時間、雨の日や芝生運動場が使用できない場合以外は1階ホールで遊ばない。
- (5) 理科室や音楽室、家庭科室などの特別教室や準備室では遊ばない。基本的には施錠しておき、開閉は子どもではなく教師が行う。
- (6) 廊下は右側を歩き、走ったり大声を出したりしない。
- (7) チャイムが鳴ったらすぐ授業が始められるようにする。
・授業が終わったら、次の学習の準備をした後、トイレに行って休憩する。このとき給水もする。

(集会)

第8条 全校児童が集まる儀式や朝会、一斉下校、その他の集会活動においては、次のことに気をつける。

- (1) 3分前には行動を始め、集合場所に行き静かに座って待つ。
- (2) その場にふさわしい身だしなみになるように衣服を整える。(シャツはズボンの中に入れる。)
- (3) 前後左右の位置を確認して整列する。
- (4) 相手の目を見て、内容を考えながら話を聞く。
- (5) みんなに聞こえる声で発表したり返事をしたりする。
- (6)

(学習)

第9条 授業では自分の考えをしっかりと持ち、それを積極的に表現できるように次のことに留意する。

- (1) ノートをつくるとき「課題」に対して自分の見通しや考えの流れがはっきりわかるようにする。
- (2) 「話す」「きく」「書く」のいずれの時にも立腰を意識する。
- (3) 内容を考えながら相手の話を聴く。※頷きながら聴いたり、質問・意見・付け加え発言を行ったりする。
- (4) 鉛筆の持ち方に気をつけて下敷きを使用して書く。
- (5) 発表ではみんなに聞こえる声で、みんなの方を見て話す。
- (6) タブレットは原則、学習に関わって使用を許可する。

(給食)

第10条 自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、次のことに気をつける。

- (1) 給食準備時には、全員マスクをし、手洗いうがいをする。
- (2) 給食当番は帽子やエプロン、マスクをきちんとつけて準備をする。
- (3) 風邪、腹痛など体調の悪い場合は給食の準備をしない。
- (4) 食器の配膳は歩いて行う。
- (5) 給食の量については平等を原則とするが、体調などが悪い場合は担任と相談し加減する。
- (6) 給食で出されたものを給食以外の時間に食べたり、家に持って帰ったりしない。

(休憩時間)

第11条 休憩時間は次のことに気をつけて過ごす。

- (1) 外の芝生運動場が使える場合はできるだけ外で仲良く遊ぶ。
- (2) 雨の日や外で遊べない場合は、1階ホールを使うか、教室で静かに過ごす。
- (3) 外に出る時は、黄色帽子をかぶる。※黄色帽子を忘れた場合は、赤白帽子をかぶる。

第2章 校外活動に関すること

(家庭生活)

第12条 家庭での生活において、基本的な生活習慣の確立を念頭におくとともに、健康で安全な生活習慣を大切にする。

- (1) いつでも、どこでも、だれにでも、大きな声であいさつや返事をし、気持ちのよい正しい言葉づかいをする。
- (2) 家での仕事を決めて、根気よくやりきる。
- (3) テレビやゲームは時間を決めてする。
- (4) 家庭学習や読書は自分の学年の目標（めあて）にそって行う。
- (5) 学期に1回程度1週間取り組む「生活がんばりカード」では、反省をしっかりと行い、自分の生活改善に生かす。

(遊び)

第13条 安全な生活を送るために遊びについては、次のことを守る。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰りの時刻」などを家の人に伝えて出かける。
- (2) おやつやお金を持って遊びに行かない。
- (3) 友だちから物をもらったり、友だちに物をあげたりしない。おごり合いをしない。
- (4) 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴を原則とする。
- (5) コンビニ、ショッピングセンター、ゲームセンター、カラオケ、映画館、飲食店等への出入りは、保護者同伴とする。
- (6) 校区内の自転車による移動は、保護者の了解のもとに行い、子どもだけによる単独行動はとらない。急な坂道、せまい道など、危険な道路では自転車に乗らない。
- (7) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。(エアガン、火遊び、川や池での遊びなど) 川や海で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。
- (8) 用事がないのに、スーパーやお店に子どもだけで行かない。

(交通安全)

第14条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方に十分気をつける。

- (1) 道路を歩くときは右側通行をし、急な飛び出しはしない。
- (2) 自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、あごひもをきちんとしめる。
- (3) 安全点検をしていない自転車には、絶対に乗らない。
- (4) 自転車の二人乗り、スピードの出し過ぎをしない。

(防犯)

第15条 自分の命を守るために「いかのおすしで」を忘れずに行動する。

- (1) 知らない人について「いか」ない。
- (2) 知らない人の車に「の」らない。
- (3) 「お」おきな声でさけぶ。

- (4) 「す」ぐ逃げる。
- (5) 何かあったら、すぐ「し」らせる。
- (6) 「で」かけるときには、家の人に行き先を知らせてから出かける。

第3章 特別な指導に関すること

(生徒指導の充実)

第16条 全教職員が生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動などを未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感を育成する。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的な人間関係を育成する。

(問題行動への特別な指導)

第17条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為・いじめ
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物など乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物など所持
 - ⑨ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「生活のきまり」等に違反する行為

神石高原町立三和小学校 生徒指導規程

目的

この「生徒指導規程」は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童が自主的・自立的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、学校と保護者が共通認識に立ち、指導していく上での指針となるものである。

「生活のきまり」等に反した場合、学校の対応を以下のように定める。

第1条 服装・頭髪・アクセサリなどの規則違反

- (1) 職員が指導しても態度が改まらない場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。
- (2) 指導しても変わらない場合、他の児童への影響を考え、元に戻すまでは別室指導とする。

第2条 持ち物について

- (1) 「生活のきまり」に規定するもの以外の不必要なお金や携帯電話などを学校に持って来た場合、担任が預かり、保護者に連絡を取って返すようにする。その際、今後の指導をお願いする。
- (2) 落とし物等、持ち主が見つからない場合、全校朝会や一斉下校の会で調査する。それでも持ち主が現れない場合、1年間学校で保管し、その後処分する。保護者会などでも問い掛ける。
- (3) 不要な物を持って来ていないかどうか、時と場合によって持ち物検査を行うこともある。

第3条 登下校

- (1) 通学バスや徒歩通学で「生活のきまり」を守らない行動があった場合、個別に指導する。それでも改善が見られない場合、通学班会議を行い問題の解決にあたる。その際は関係の保護者に連絡を取り、家庭での指導もお願いする。
- (2) 決められた通学路を守らなかったり、寄り道をしたりしていた場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。

第4条 欠席者・遅刻者への指導

- (1) 保護者からの欠席や遅刻の連絡がない場合、8時15分までに学校から連絡を取り、児童の安全を確認する。
- (2) 何の連絡もなく遅刻した場合、家庭とその日の内に連絡を取り、その原因をつかむと共に再発の防止に努める。

第5条 授業妨害

- (1) 他の児童が落ち着いて学習ができない状況を作る児童に対しては、授業者がすぐに指導を行う。
- (2) 授業者の指導に従わない場合は、他の職員と連携し、学習態度が改まるように指導を行う。改善が見られない場合は別室で指導を行う。

第6条 授業のエスケープ

- (1) すぐに教室に戻るよう指導する。
- (2) 教室に戻らない児童については、別室で学習させるか、指導を続ける。

- (3) その日の内に家庭と連絡を取る。

第7条 器物破損

- (1) 当事者から事情を聞き、事実を確認する。
- (2) 保護者に連絡し、場合によっては来校していただく。また事情によっては保護者に被害の弁償をお願いする。
- (3) 状況によっては、関係機関と連携し問題の解決を図る。

第8条 児童・教職員に対する暴力

- (1) 当事者一人一人から事情を聞き、事実を確認する。その際、複数の教職員で対応する。
- (2) 保護者に連絡し、場合によっては来校していただく。
- (3) 状況によっては関係機関に連絡を取り、連携して問題の解決と再発の防止にあたる。

第9条 特別な指導

全教職員が生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動などを未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- 自己存在感を育成する。
- 自己決定の場を与える。
- 共感的な人間関係を育成する。

しかしながら、次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ・飲酒・喫煙 ・暴力・威圧・強要行為・いじめ ・建造物・器物破損 ・窃盗・万引き
 - ・性に関するもの ・薬物など乱用 ・交通違反 ・刃物など所持
 - ・その他法令、法規に違反する行為

- (2) 本校の「生活のきまり」に大きく逸脱した行為

- (3) 特別な指導（対応）

①第1段階の指導

本人への説諭。事実・反省の文書の作成及び保護者との連携を図る。

②第2段階の指導

第1段階の指導を踏まえた保護者との面談を行う。

③第3段階の指導

第2段階までの指導を踏まえ、改善状況がない場合は、反省のために別室指導や関係機関との連携を図る。

付則

(規程の施行)

- ・この規程は、平成24年4月6日から施行する。
- ・平成25年2月19日、持ち物検査について追加。